

定 款

西 松 建 設 株 式 会 社

西松建設株式会社定款

(2022年6月29日改正)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、西松建設株式会社と称する。英文では Nishimatsu Construction Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築および機器装置その他建設工事全般に関する請負
2. 建設工事に関する調査、企画、診断、測量、設計、監理およびマネジメント
3. 地域開発、都市開発、海洋開発、資源エネルギー開発、環境整備等に関する調査、企画、設計、監理およびマネジメント
4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理および鑑定
5. 住宅等建物の製造、建設、販売、賃貸、管理ならびに土地の造成および販売
6. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業
7. 不動産投資信託への出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
8. 造園、園芸および植林等の緑化事業
9. 建設用機器・材料、設備機器、家具、室内装飾品等の設計、製造、販売、賃貸および仲介
10. 道路、港湾、上下水道、庁舎、教育文化施設、医療・高齢者福祉施設、廃棄物処理施設、駐車場等の公共施設等の企画、建設、保有、維持管理および運営
11. 一般廃棄物・産業廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、資源再利用および土壌・大気等の浄化に関する事業
12. 発電および電気、熱等エネルギーの供給事業
13. 建物および設備の保守管理、保安警備および清掃業務
14. 工業所有権、著作権、ノウハウ、コンピューターを利用したソフトウェアの取得、開発、実施許諾および販売
15. 各種情報の収集、処理および提供サービス業、電気通信事業ならびに放送業
16. 厚生、医療、教育・研修、商業、スポーツレジャーの各施設、ホテルおよび飲食店の保有および経営
17. 医療用機器の販売、高齢者福祉施設の経営ならびに在宅介護サービス事業

18. 広告、出版・印刷、映像・音声等の各種メディアの企画、制作および販売ならびに各種イベントの企画、制作および運営
19. 陸上、海上、航空運送事業ならびに倉庫、配送センターの経営、損害保険代理業、生命保険募集業、旅行業および労働者派遣業
20. 医薬品、食料品、衣料品、日用品雑貨類等の販売
21. 金銭の貸付、債務の保証等の金融業務および総合リース業
22. 前各号に関するコンサルティング業務
23. 前各号に関連または附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億6千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の

数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が買増請求すべき自己株式を保有していないときはこの限りでない。

（株主名簿管理人）

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

（招集）

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集者および議長）

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集しその議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当る。

（電子提供措置等）

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主の代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を、当社に提供しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長1名を定める。また、取締役会長1名を定めることができる。

(役付取締役の任務)

第23条 取締役会長または取締役社長は、株主総会および取締役会の決議を執行し、会社全般の業務を統轄する。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、これを代理する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の権限)

第26条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要な事項を議決する。

(取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の剰余金の配当に対しては利息をつけない。

以上

附則

第1条 2016年6月開催の第79期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条（社外監査役の責任免除）の定めるところによる。

第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。